

ホノ章 問題点

あのソム地区のスクラム対策としての問題点は、大きく
かけて、次の3点であると考えられる。

1. 医療問題
2. 失業問題
3. 住宅問題

この3点が、同時に解決すれば、ほとんどの現在山積
んでいることが解決する。そこで、この3点について、
現状を分析しながらして、結論へ導きたい。

ホノ節 医療対策

ホノノ節 行旅病人及行旅死亡人

1 沿革

明治初頭以降昭和7年救護法が実施されるまでの間、わ
が国の公的扶助体系の中で中心的役割を果したのは、一般
的救護制度たる恤救制度(明治7年太政官達布162号)で
あったが、これに対して、行旅病人、行旅死亡人及びこれ
らの者の同伴者を救護又は取扱いの對象とする特別法とし
て制定されたのが行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治22年
法律第93号)である。

すなわち、当時における一般的救済制度たる恤救規則は、公的扶助制度としてはおおむね前近代的存在性格を持つものであり、制度的にも不備があつて救済対象も限られていたため、社会の實際の需要に応えるためには、恤救規則を補足するところの各種特別法を制定することが必要となり、ここに、備荒信者蓄法（明治13年）、罹災救助基金法（明治32年）等とともに本法が制定されたのである。

しかも、本法はその後、恤救規則にかわつて制定された救護法（昭和2年法律第39号）、次に救護法にかわつた旧生活保護法（昭和21年法律第11号）、さらに、現行生活保護法（昭和25年法律第14号）の施行をみるに至つてもなお、この一般的救護制度に対する特別法として存続し、現在に至つていふのであるが、順次より完備した一般的救済制度が登場するに従ひ、本法が救護又は取扱いの対象とする行旅病人、行旅死せる人及びこれらの者の同伴者についてもこの一般的救済制度を以つて対処しようようになり、そのため本法の独自の存在意義は、次第に薄れ、現在ではその存続の必要性の有無が問題となる段階にまで至つていふ。

2 概要

本法は、その名称に示されているとおり、行旅病人、行旅死
七人等及びこれらの同伴者等の救護又は取扱いについて定め
たものである。

(1) 行旅病人等及びその同伴者の救護

(a) 救護の対象者

本法による救護の対象者となる行旅病人とは、行旅中疾
病にかかり、または負傷した者であつて療養のための費用
を支払う能力がなく、また救護者のない者をいう（法第1条
ノ2）。

なお、法第1条第3項に基づき政令（昭30年内務省令
第23号「行旅病人及行旅死七人等及同伴者ノ救護並ニ取扱
ニ関スル件」）により、

ア) 飢餓凍饑に直らば歩行に堪えられない行旅者、歩行
に堪えられない妊婦産婦があつて手当を要するにもつ
かわらずそのための費用を支払う能力がないもの

イ) 行旅者又は住所、居所がないか不明な者であつて引
取者がなく警察官署が救護の必要があると認めるとき
渡したものは、行旅病人に準じて取り扱われる。

(b) 救護の実施

行状病人が「必要がある場合には、その同伴者に対して、その所在地の市町村長は、必要を救護を行わなければならない(法2条)。この場合における救護の内容については、前出の内務省令によつて、定められてゐるところである。

市町村長は、行状病人又はその同伴者を救護したときには、速かにその者の扶養義務者に通知して引取りせぬ(法3条)。なお、引取りがないときは「公共団体が引取りすることとなる(法5条)。なお、引取りをするべき公共団体については勅令により(行状病人等引取り及費用弁償に関する件(明治33年勅令第127号))により都道府県と定められてゐる。

(c) 救護費用の負担

行状病人がその同伴者の救護費用は、一応当該市町村が負担する(法15条)。しかし、市町村は被救護者に弁償を求め、被救護者から弁償を得ない場合は、その費用は扶養義務者の負担となる(法4条)。すなわち、すなわち、なお弁償を得ないときは、公共団体により弁償される(法15条)。なお、費用

の并償をなすべき公共団体については勅令（明治32年
勅令第277号）により都道府県と定められている。

(2) 行旅死亡人の取扱い及びその同伴者の救護

(a) 救護の対象者

本法による取扱いの対象となる行旅死亡人とは、

(1) 行旅中死亡して引取者のない者であり（法1条1項）

(2) 住所居所若しくは氏名が知らず、かつ、引取者のない

死亡人もまた行旅死亡人とみなす（法1条2項）

(3) 法第1条第3項に基づく政令（明治32年内務省令

第3号）により、引取者のない死体も行旅死亡人に

準ぜられる。

(b) 取扱い又は救護の実施

行旅死亡人に対して、その所在地の市町村長は、その状況、相貌、遺留物件その他本人の認識に必要な事項を記録した後、その死体を埋葬又は火葬しなくてはならない（法9条1項）。この場合における取扱いの内容は前出の内務省令によって定められているところである。

さらに、市町村長は、行旅死亡人の住所、居所若しくは氏名が知られないときは、その状況、相貌、遺留物

件やその他本人の認識に必要な事項を公署の掲示場に
告示し、かつ、官報若しくは新聞紙に公告し(法9
条)、また、相続人に引き渡さぬまでその遺留物
件を保管しなければならぬ(法10条)。

このほか、必要がある場合には市町村長は、行方死
七人の同伴者に対して相当の救護をなさなければなら
ないが、その場合には救護費用の負担を肩代りして行方死
七人の同伴者の場合に準じて行なうこととされてい
(法11条)。

(2) 取扱い費用の負担

行方死七人の取扱い費用は、行方病人及びその同伴
者の救護費用の場合と同様、一応当該市町村が繰替り
弁済する(法12条)、しかし、行方死七人の遺留
金銭若しくは有価証券をもちこたへて、なお足ら
ない場合は相続人の負担とし、相続人から弁償を得ら
ないときは死七人の扶養義務者の負担とされる(法
11条)。これによつても弁償を得られないときには、
一定期間の経過後において死七人の遺留物品を売却し
てその費用にあて、なお足らないときには、公共団体
から弁償を受けることとなる(法13条)。なお、費用 192

の弁償をなすべき公共団体については勅令（明治32
年勅令第127号）により都道府県と定められてゐる。

3. 本法の問題点

以上で明らかなるように、本法は行旅病人、行旅死亡
人及びこれらの者の同伴者の救護又は取扱いを目的と
するものであり、制定以来、恤救規創等と分担して生
活困窮者等の救済にあつてきたところであるが、既
に述べたように、現在では生活保護法その他の救済制
度が完備してきたため、本法の存在意義は著しく小さ
くなってきてゐる。すなわち、本法による行旅病人、
その他の同伴者及び行旅死亡人の同伴者に対する救護は、
生活保護法による保護（生活扶助、医療扶助等）によ
り代替しうるものであり、また、本法による行旅死亡
人の埋葬又は火葬についても市町村長が行なうものは、
墓地、埋葬等に関する法律（昭和22年法律第64号）
第9条の規定により行なうこととなるほか、その他の
場合は、生活保護法による保護（葬祭扶助）によつて
代替しうるものであり、実際、これらの者については
一般に墓地埋葬等に関する法律又は生活保護法により
処理されてゐる。その結果として、本法の諸規定のう

公的扶助としての性格を持つ部分はほとんどその独自の存在意義を失うに至ったのであり、従って本法の公的扶助制度としての価値もまた、既に殆ど失われていくということが出来る。そのため昨ら本法を廃止すべきであるとの意見が聞かれるところであるが、しかし、なお本法の諸規定のうち、行旅病人、行旅死し人及びこれらの者の同伴者についての扶養義務者等への通知及び取（法3条、10条）、行旅死し人についての告示及び公啓（法9条）、行旅死し人の遺留物件の保管（法12条）等に関する部分は他法によつては処理しえないものであるから、本法の存続の可否について検討するに際しては、なお慎重な取扱いが必要とされるところである。

4. 大阪市に於ける行旅病（死し）人取扱状況

警察官職務執行法或は消防法により入院措置せし行路病人の主務課である区振興課（振興係）を経由して福祉事務所へ移管せしむる。

これら行路病人の生活保護適用期間は、短期間の者が多い。これは行路病人の殆んどが浮浪者群に属し飲酒等のための喧嘩、負傷、転倒による外傷等短期に治癒し得るものが多く、一方肝臓、胃腸病等内科的疾患であっても中途、無

断絶する者が多いことなどに起因するものと思われ
 子。最近の行旅死七人は以下のとおりである。

行旅死七人取扱状況

年度	総数	男	女	不詳	大人	小人	死産児
327	198	144	53	1	139	11	4
33	219	160	59	—	186	10	23
34	225	174	50	—	214	4	7
35	198	143	51	4	182	4	12
36	292	218	66	8	211	11	66
37	193	143	29	1	139	2	12
38	202	145	35	2	181	2	14
39	203	170	32	1	186	10	7
40	204	170	30	2	181	9	14
41	218	167	29	2	202	9	7
42	218	170	23	2	200	14	4
43	219	189	30	—	200	10	9
44	221	187	34	—	207	8	6

○ 警察官職務執行法 (S23 法136)

オ 3条

① 警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して左の名号の一に該当することと明らからであり、且つ、応急の救護を要すると信ずるに足りる相当な理由のある者を見つけたときは、とりあえず警察署、病院、精神病者収容施設、救護施設等の適当な場所において、これを保護しなげなければならない。

1. 精神錯乱又は酔ひのため、自己又は他人の生命、
身体又は財産に危害を及ぼす虞のある者

2 迷ひ子、病人、負傷者等で適當な保護者を伴わず、
急の救護を要すると認められる者(本人がこれを拒んだ
場合を除く)

② 前項の措置をとった場合においては、警察官はできる
だけすみやかに、その者の家族、知人その他の関係者に
これを通知し、その者の引取り方について必要な手配を
なければならぬ。責任ある家族、知人等が見つからない
ときは、すみやかにその事件を適當な公衆保護者とし
ては公共福祉のための機関又はこの種の者の処置につ
いて法令により責任を負う他の公の機関にその事件を引
き継がなければならぬ。

③ 前項の規定による警察の保護は、24時間を超えては
ならぬ。但し、引き継ぎ保護することを承認する簡易
裁判所の裁判官の許可状のある場合は、この限りでない。

④ 前項但書の許可状は、警察官の請求に基き、裁判官に
おいてこれを得るの事情があると認められた場合に限り、
これを発するものとし、その延長に係る期間は、通じて5

日をこえては存しない。この許可状には己志を得ない
いと認められる事情を明記しなければ存しない。

- ④ 警察官は、ホノ理の規定により警察で保護をした
者の氏名、住所、保護の理由、保護者が引渡の時日
並びに引渡先を毎週簡易裁判所に通知しなければ存
しない

○ 消防法 (502 法186)

ホ24条の5

- ① 消防本部を置かなければ存しない市町村で政令で
定める基準に該当するものは、救急業務を行なわね
ければ存しない

ホ36条の6

- ② 救急隊員は、救急業務の実施に際しては、常に
警察官と密接な連絡をとるものとする

ホ38条の6

この章に規定するもののほか、救急隊の編成及び
装備の基準のうち救急業務の処理に関し必要な事項
は政令で定める。

② 生活保護法 (医療扶助)

生活保護法は、公的扶助の中でその根柢に在るもの。

医療扶助は、同法11条で規定されているクワの保護の種類の一つで、あいつら地区に於てはもっとも重要な施策の一つである。

③ 11条 医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、次に掲げる事項の範囲内において行われる

1. 診察
2. 薬剤又は治療材料
3. 医学的処置、手術、X線等の他の治療並に施術
4. 病院又は診療所への収容
5. 看護
6. 移送

医療扶助運営要領にもとづき施策がなされている。

外に入院患者には、入院患者日用品費が支給される。

基準額	一般府	2975円 (50%)	5710円 (50%)
		205円 (11-30%)	205円 (10%)
精神病	一般府	2270円 (50%)	5120円 (50%)
		205円 (11-30%)	205円 (10%)